慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	宗田貴行君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2005
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.78, No.2 (2005. 2) ,p.111- 122
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20050228-0111

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

以上、岩村君の研究は、昭和戦前期日本の政治史、メディア史、外交思想史研究等、幅広い分野で種々の貢献を期待できる画期的業績として高く評価することができる。よって、審査員一同は、岩村君に法学博士（慶應義塾大学）の学位を授与するのを適当と認めるものである。

平成一七年一月一四日

主査　慶應義塾大学法学部教授　法学研究科委員法学博士　玉井　清
副査　慶應義塾大学法学部教授　法学研究科委員法学博士　寺崎　修
副査　慶應義塾大学法学部教授　法学研究科委員法学博士　大石　裕

宗田貴行君学位請求論文審査報告

I　本論文の概要

一　主論文題目

「ドイツにおける団体訴訟の新展開」

二　副論文・参考論文

副論文

宗田貴行「審決の証明力と一応の推定　損害賠償請求訴訟における公正取引委員会の審決の証明力」法学政治学論究四二号（一九九九）三二一頁

参考論文

(1)　宗田貴行「差止請求と作為義務　ドイツ・カルテル法における判例の検討」国際商事法務三〇巻四号（二〇〇二）四五〇頁

(2)　宗田貴行「独占禁止法の差止請求権と作為義務　ドイツ・カルテル法上の議論を参考にして」厚谷先生古希記念論文集（信山社、近刊）

三　概要

（1）問題の所在

近年団体訴訟の導入が、日本においても検討されており、国民生活審議会を中心とする議論が行われ、導入に向けて最終的な調整を行っているところである。

この点、ドイツでは、不正競争防止法等において団体訴訟が規定されており、その理論そして実務状況については、日本においても、一九七〇年代から八〇年代にかけ、紹介・検討されてきた経緯がある。当時の日本での議論に際しては、団体訴訟は公の利益を主張するものであるとされ、要件論として、違反行為が団体の定款上の任務に関係することを中心としてとらえる見解が支配的であった。そのため、団体訴訟導入に関する日本での議論において、団体訴訟の論理構成が不明確であるという批判や、団体訴訟を公益型訴訟と捉える見解が示され、そのことが、団体訴訟制度導入の障害として認識されてきたといえる。

本論文では、この日本での議論以降、ドイツにおいて、新しい展開が団体訴訟においてみられることを中心に検討し、特にその理論的側面を照射するものである。すなわち、第一に、これまでほとんど利用されることがなかった競争制限禁止法（GWB）において、この団体訴訟が提起されるようになってきたことがある。

第二に、一九九八年の消費者の団体的利益保護のための団体訴訟についての欧州共同体指令（九八／九七／EG）によって、各加盟国に団体訴訟制度の整備が義務づけられたことから、ドイツにおいても、団体訴訟制度の改正ないし新法制定が行われている。具体的には、普通取引約款法が廃止され、新たに「消費者法その他諸法違反における差止訴訟についての法律」（差止訴訟法）が二〇〇一年に制定、そして二〇〇二年に施行され、次に、団体訴訟の規定を含む書籍価格拘束法が二〇〇二年に施行された。さらに不正競争防止法が改正されている。

そして、最後にドイツでは、団体訴訟が、年間一五〇〇件以上提起されており、不正競争克服センターの提訴事例が多くの割合を占めている。

以上の点は、これまで日本では紹介そして検討されることがなかった新しい現象であることから、これらの新法そして現在の差止訴訟の運用状況を精査し、その上で、団体訴訟の理論構成に関する検討を行うことが本論文の目的とされる。

本論文は、第二章において、ドイツ・カルテル法における団体差止請求権の理論構成が検討され、次に、第三章で

は、ドイツ・カルテル法における団体差止請求訴訟の判例、そして、第四章において、差止訴訟法、書籍価格拘束法の制定の経緯そして論点、第五章では、不正競争克服センターの運用状況、そして第六章において、不正競争防止法改正連邦政府案を検討し、第七章において全体の結語として団体訴訟の機能に関するまとめが行われている。以下、各章毎にその内容を概観し、検討する。

（2）　カルテル法における団体差止請求権の理論構成について

本論文第二章では、近時の日本における独占禁止法改正で導入された差止請求制度（独禁法二四条）の実効性を確保する議論のために、ドイツ・カルテル法における団体差止請求権の理論構成について検討か行われている。具体的には、一九五七年における同法立法過程の検討、そしてドイツにおける当時の支配的見解、集団の利益説、その後の支配的見解、一九八〇年における同法第四次改正、判例、一九九八年に実施された同法第六次改正、そしてその後の見解、さらに公の利益説について検討されており、その上で、カルテル法上の団体差止請求権の趣旨について、検討が行われている。

現在、ドイツの判例通説では、団体訴訟の趣旨についてHitlisten-Platten事件の連邦通常裁判所判決が判示するとおり、経済的依存関係に基づき、被害者が自らとることができない又はとることを望まない措置を団体か行うことにあるとされる。その要件として、当該違反行為により保護される者が、原告団体に属するか否かとは関係なく、当該団体の定款の目的の範囲内に当該違反行為が存在するか否かにあると理解されている。この団体訴訟について、公の利益を主張する制度であると理解するのが通常とされている。

しかし、この見解に対して、本論文は、次のような問題点を指摘する。すなわち、そもそもカルテル法三三条一文では、「この法律の規定……に違反した者は、その規定……が他の者の保護を目的としている場合には、その者に対して差し止めの義務を負う」と規定している。この点、本来、カルテル法上の差止請求権は保護法規としての性質の有無を判断しなければならないものである。しかし、上記見解では、定款の目的の範囲内か否かを団体の請求権の判断基準とするため、理論的根拠が不明確であり、民衆訴訟の禁止の逸脱も懸念されると批判する。そして、上記見解では、そもそも経済法であるカルテル法において、経済

の基礎にふさわしくない場合にまで差止請求権を認めることになるおそれがあるとすると指摘する。さらに、上記見解では、カルテル法一条は最終消費者に対する保護法規としての性質を有すると近時、理解されていることから、同条に基づき差止請求を消費者自らが行使することを認めることになるとする。これは、団体訴訟が認められた趣旨、すなわち最終消費者の被害が拡散的に広がり立証が困難であることや裁判所に対するアクセスにかかる費用の問題を克服するという趣旨から、団体に差止請求が認められたことを看過するものであって、あくまでも団体訴訟は、団体が行うことが必要と解することが妥当であると判断している。さらに、Hitlisten-Platten 事件の連邦通常裁判所判決が示すとおり、自ら差止請求訴訟を提起することができない経済的依存関係にある者は、権利追行の障害があると認められるため、団体訴訟は重大な意味を有する。そして団体の任務が団体構成員の共通な利益を確保するためにあって、公の利益を守るためにあるのではないという点からも上記見解は妥当ではないと主張する。

この集団の利益説について、従来、理論上、団体に集団の構成員が一人でも含まれていれば団体に請求権が認められるため、その場合に、なぜ集団の侵害された利益が団体固有の法的に保護された利益となるのかという批判がなされてきた。これに対して、本論文では、侵害を受けた「集団の本質的部分」を有する団体のみ、差止請求権を認めるべきではないかという反論を試みている。その場合、集団の本質的部分を有するか否かについての判断基準として、商品・役務の特性、地理的要因、業界におけるシェア、取引量、事業者数、事業の継続性などを考慮するとしている。

（3） カルテル法における団体差止請求訴訟の判例の検討

本論文第三章では、団体訴訟に関する判例理論について検討が行われている。ここでは団体訴訟の全事例が検討され、かかる団体訴訟の実際の運用例を明らかにすることが重視されている。その上で、本論文の主張である集団の利益説について、判例を踏まえた検討が行われている。

まず、団体訴訟の要件として、原告団体が当事者能力を有すること、及び営業利益促進団体であることの他、団体が当該違反規定により保護される者を構成員として有する必要はなく、違反行為が専ら団体の定款上の目的に関係することのみで足りるとし、団体訴訟の趣旨については、リーディングケースである Hitlisten-Platten 事件の連邦通常裁判所判決が判示するとおり、経済的依存関係に基づき、

被害者が自らとることができない、若しくはとることを望まない措置を団体が行うことを団体訴訟の趣旨とする判例理論が確立している。

この判例理論について、本論文は、次のように批判的に検討している。すなわち、第一に、要件については、請求権発生の理論的根拠が不明確であり、妥当ではない、第二に、カルテル法上の団体訴訟の事例は、違反行為者と原告団体に属する被害者（集団）が規制・被規制の関係にある場合、競争関係にある場合、取引関係にある場合に大別されるところ、団体訴訟の趣旨に係る前記判例理論については、違反行為者が市場の支配的地位にあることなど事業者である事例が多いことや、公法人が違反行為者となる事例が多いことに照らせば妥当ということができるが、前述した違反行為者と被害者が競争関係にある場合についての配慮を欠く点で妥当ではないと批判する。さらに第三に、要件・趣旨の双方に共通して少額の拡散した被害という競争法違反行為による被害の特質を十分に踏まえていない点で、妥当ではないとする。さらに、団体訴訟の趣旨を公の利益と解する見解については、第二章において批判が行われたとおり、団体の任務は団体構成員の共通の利益を守ることになり、公の利益の保護にはないとする。

その上で、本論文では、これらの事業者の共通した被害を集団の利益の侵害ととらえる必要があるとする。すなわち、カルテル法上の団体訴訟の事例においては、第一に、複数の者（集団）への被害が生じる。たとえば、約款による違反行為の事例などにおいては違反行為による被害が拡散し、個別の事業者の被害を特定するのではその特定が困難を極めることがあるため、被害救済として遅すぎることになるおそれがあり、次に被害者たる団体構成員は、違反行為者に対して、経済的依存関係にあることから、自ら訴訟提起をすることができないという共通項がある点に着目し、より早い段階で差止請求権行使を認める必要があると主張する。

（4）差止訴訟法及び書籍価格拘束法

第四章では、差止訴訟法、そして書籍価格拘束法が制定、施行され、そこにも団体訴訟が規定されていることの検討が行なわれている。まず、差止訴訟法は、差止訴訟導入に関する欧州共同体指令に基づき、従来の普通取引約款法が廃止されたことから制定されたものである。同法の特徴について本論文は五つにまとめ、解説する。第一に、団体訴訟の拡大である。従来の普通取引約款法に比べ、消費財売

買（民法（ＢＧＢ）四七四条から四七九条）、さらに、電子商取引にその適用が拡大されている。次に、営業利益促進団体の請求権に関し、被告と原告団体構成員とが同一の市場で競争していることを意味すると解されていた普通取引約款法一三条二項二号（現行差止訴訟法三条一項一文二号）について、近時の連邦通常裁判所判決では、約款の無効を争う事例について、この要件は不要であり、同要件は、普通取引約款法の当該条項を不正競争防止法における団体訴訟と同一の規定にしようとした際に生じた立法の失敗であるとしている点である。第三に、差止訴訟法四条により、消費者団体の請求権が厳格化され、活動実態について要件が定められ、かつリストに登録されることで請求権を有するものとされた点である。第四に、テレコム関連団体の情報請求権、すなわちプロバイダーに対して迷惑メールの発信者情報を請求する権利が個々の受信者ではなく団体に認められている点である。そして最後に、仮処分の特則である不正競争防止法二五条を差止訴訟法五条が準用しているところが重要であるとする。

次に書籍価格拘束法について、四点にまとめて解説を行っている。第一に、書籍に関して、ＧＷＢ一五条の適用除外規定によりＧＷＢ一四条が適用されなかったことから、再販売価格維持契約に基づき書籍の最終販売価格が維持されていたのに対して、現行法では、書籍最終販売店は、書籍価格拘束法により最終販売価格を維持する法律上の義務が課せられたことが重要であるとする。

第二に、ＧＷＢ一五条の改正によって、新聞・雑誌と区別する形で書籍は、ＧＷＢ一四条の適用を除外されなくなったことから、書籍出版社が、取次店に対して、書籍の再販売価格を契約上拘束することは、ＧＷＢ一四条に違反することになった点である。新聞・雑誌が依然として適用除外となった趣旨は、報道の自由との関係で正当化されている。

第三に、設定された最終販売価格に反して書籍を販売した場合には、不法行為責任として損害賠償責任や差止請求の対象となるという点である。最後に、書籍価格拘束法上の団体訴訟の導入である。書籍出版社の設定した価格を遵守しない最終販売店が出現することにより、他の価格を遵守する販売店の売り上げなどが減少し、被害を被ることになり、その結果長期的には、書店の質の低下など消費者に被害を及ぼすことになるという趣旨から、団体訴訟として差止請求が認められている。

このような団体訴訟が新法に導入されていることについ

て、本論文ては、団体訴訟の根拠を定款上の任務との関係として捉える従来の見解の限界を露呈するものであると指摘する。すなわち、不当な約款利用行為や消費者保護法規の違反行為により多数の消費者に被害が生じることに基づき、団体による差止請求権が認められているということは、団体に被害者集団の本質的部分が属しているからであると説明することが、より正確な理解のために有益であると本論文は主張する。

（5）不正競争克服センターの活動状況

ドイツにおいて団体訴訟の大半を占める事業者団体による提訴のうち、その半数を占めているのが、不正競争克服センターである。この不正競争克服センターの活動について、本論文は、日本では十分に紹介されることがなかったとして、今後の、日本における団体訴訟の検討に際し、有益な示唆を与えるものであるとしている。

同センターは、年間八〇〇件以上の提訴を行い、勝訴率九〇％以上という高い実績をあげていることから、きわめて効果的な団体訴訟の運営を行っていると理解されるとその特徴を指摘する。次に、同センターに寄せられる苦情の中には、違法な特売への苦情といった伝統的なクレームから、健康保険やテレコム関連分野に関する苦情など、最近の状況を反映した多様なクレームが寄せられている状況を説明する。次に、違反行為者が消費者センターに対して自らの違法行為の差止を宣言した後に違反行為を継続する場合に不正競争克服センターが再度提訴するという現象が見られることについて、集団的被害の救済方法が、立体的に行われていると評価する。

この不正競争克服センターの利点として、本論文は、①集団救済機能、②案件の精査、スクリーニング機能、③仮処分の有効活用による裁判所の負担軽減、そして④多数の苦情を一括して処理することができることを指摘する。

（6）不正競争防止法改正連邦政府案の検討

不正競争防止法は、団体訴訟の中で中心的な役割をこれまで果たしており、今後もその役割の重要性には変わりはないと考えられる。この点について本論文では、改正に関する連邦政府案を検討し、その中で団体訴訟に関する理論的展開がどのように反映されているかを検証している。

本改正案の論点について、本論文は、次の五点を指摘する。第一に、目的規定において、消費者保護が明記されている点、次に、一般条項の文言が欧州共同体指令にあわせ

て修正されている点を紹介する。第三に、ドイツ政府の特売関連規定の削除、そして、第四に、不当な利益の剝奪請求権が新設されたことについても検討している。最後に、差止請求権に関する規定の変更について、詳細に解説を試みている。

この差止請求に関する規定の変更については、除去請求権の明文化、差止請求権を有する者について、「営業者」から「競争者」への変更など文言上の変更点を検討し、これによって、従来団体訴訟の要件が訴訟要件であり実体法上の要件でもあるという両性説が維持できなくなっていると指摘する。次に、営業利益促進団体の請求権要件の一つである、「団体に同一市場で同種又は類似の商品若しくは営業上の役務を提供している事業者の著しく多数が属していること」に関し、この「著しく多数」について、数ではなく質も問題となるという点が重要であると指摘する。そして、最後に消費者団体の差止請求権について、違反行為が単に消費者の利益に関係する程度にすぎない場合であっても、競争を著しく歪曲するような場合には、差止請求権が団体に認められることになり、より機動的に差止請求を提起できるように改正されていることを重視している。

これを踏まえ、本論文では、団体訴訟の理論構成について、著者の見解である集団の利益説に基づく集団利益侵害を請求権の根拠として、被害を受けた集団の本質的部分が属する団体に請求権が認められるべきという見解が、この不正競争防止法改正案との関係で、どの程度の妥当性を有しているのかについて解説する。これについて、本論文は、営業利益促進団体の請求権要件である「著しく多数」の要件に関し、団体の集団的利益を重視していることや、量ではなく質的な要因を考慮するという改正案の中に、集団利益説との親和性があることを指摘する。また、欧州共同体指令に基づいて、「本質的利益」要件に関し、多数の消費者の集団の利益と関係することと解する見解が有力となっていることも、集団の利益説の妥当性を示す根拠として提示する。ただし、現在当該要件は、法案審議段階で削除され、そのことを巡り連邦議会において議論が行われているなど、当該要件については流動的であることも併せて指摘する。

（7）結　語

団体訴訟に関するヴォルフの提唱する「集団の利益」説を重視する本論文の見解に関する現在のドイツの学説そして判例さらに各種の改正法を分析する中で、結語において

は、新しい展開として、集団の利益説のいわば「復活と承認」が見られるほか、次のような点を指摘する。すなわち、差止請求権が実体要件として理解されるようになってきていること、そしてカルテル法上の利用増加など団体訴訟の拡大傾向、書籍価格拘束法の制定と書籍価格に関する差止の展開、不正競争防止法改正による団体訴訟の種類の拡大、そして最後にヘルスケアおよびテレコム分野への団体訴訟の活用などが最後にまとめられている。

これを踏まえて、本論文では、団体訴訟がドイツにおいて有効に機能しているとして、この団体訴訟を集団の利益の救済システムとして位置づけることが、制度の理解として最適であると主張する。

II　本論文に対する評価

本論文は、ドイツにおける団体訴訟について、経済法であるカルテル法、不正競争防止法を中心として、その現在の展開および機能を研究するものであり、特に、一九九〇年代以降の団体訴訟について、学説および判例の展開、それに対応した法改正の動向の検討を行い、その活発な運用状況を明らかにし、団体訴訟の成果を明らかにするものである。

本論文における著者の問題意識は、ドイツにおける団体訴訟の新しい展開を研究することにとどまらず、究極的には、わが国において国民生活審議会を中心として政府において現在導入が検討されている団体訴訟の議論への比較法的な視座を提供することにある。そのため、本論文では、現在、わが国において導入が検討されている消費者保護関連法および独占禁止法など経済法分野に関連するドイツの状況を分析している。

この著者の問題意識は、現在の日本における改正の議論に呼応するものであり、また団体訴訟に関してドイツの最近の状況に関する分析および判例の状況などについて、本論文が提供する内容は、改正論議にも少なからず影響を与えることができるものと思料する。さらに、本論文では、安易にトイツの団体訴訟を日本へ導入すべきという結論に至ることなく、ドイツの状況を丁寧に分析することを通じて、その現状の活発な活用状況を明らかにしている。この著者の問題意識、研究対象の設定および研究手法は、適切なものと評価できる。

次に、内容について、以下の点を評価しうる。すなわち、本論文は、著者の主張であるところの集団の利益説という視点から、ドイツにおける最近の団体訴訟の状況について、

学説の議論状況を批判的に分析している。この学説に関する最新の研究成果は、広く学説の文献を理解するにとどまらず、批判的に分析を試みており、従来の日本では通説として紹介されてきた「公の利益」説への見直しを提唱している意欲的な研究である。通常外国法研究の多くの場合は当該国における法制度、判例および学説の状況に関して論述するのであるが、著者は当該国における学者と対等の立場で議論を展開するものであり、数少ない本格的外国法研究ということができる。このように本論文は外国法研究として高く評価できる。

そして、著者は多数の判例を分析し、そこから集団の利益説に立脚して説明することが妥当であることを論証する。さらに、本論文では、従来、カルテル法について比較的その運用が低調であった団体訴訟が現在活性化している状況について判例を通じて明らかにしている。このドイツにおける最近の団体訴訟の活用状況の判例分析は、類似する研究が存在しない日本において、説得力ある重要な研究成果といえよう。

さらに、本論文では、各種の法改正における団体訴訟の導入により、幅広く団体訴訟がドイツにおいて受け入れられつつあることを明らかにすると共に、ドイツにおいて団体訴訟が国民の利益を実現する上で重要な役割を果たしていることを論証する。さらに論者は、団体訴訟をより機能させるために、その要件に関して、法解釈上重要な論点を詳細に分析し、集団の利益説に基づく見解が妥当であることを主張している。

このように本研究は、ドイツにおける団体訴訟について、最新の状況を詳細に分析するものであり、研究上の意義のみならず、わが国の立法実務に対しても有益な示唆を提供するものと評価できる。

しかし、本論文には、いくつかの問題点も存在する。まず、新制度および判例の紹介に関する内容が多く、ともすると分析に係る部分とのバランスに欠けているきらいがある。外国法研究においては、新しい判例や法改正の記述に多くの内容が費やされることはやむをえないとはいえ、判例の整理・分析さらに法律上の要件に関する議論、特に、なぜカルテル法の団体訴訟が今日重要となっているのか、そしてそれによって、カルテル法それ自体の運用に全体としてどのような影響を与えているのかといったカルテル法、ひいては経済法全般にわたる視点、すなわち団体訴訟の社会的機能についての記述がより鮮明になるような記述を求めたいところであった。

次に、著者の見解である集団の利益説の有効性が強く指摘されるものの、その理由づけにおいて、集団の利益説と団体訴訟の必要性の理由として挙げられる拡散する被害救済との関連性の議論が、いささか自説に有利に導こうとするあまり、若干強引な印象を受けた。より丁寧な理由づけがなされれば、より説得力を持ちえたのではないかと考えると残念である。若さとしての強引さと理解することもでき、今後の研究活動の中で本人の自覚と注意により次第に改善されることを期待する。

最後に、本論文では、団体訴訟の有用性が強調されるあまり、その問題点や運用上の弊害等、団体訴訟が内包する問題点が必ずしも十分に論及されていないと思われた。いかなる制度にも必ずプラスとマイナスが併存しているはずである。その両方、すなわち費用対効果を勘案して、制度の採用を論じることがより説得的であったのではないかといえる。

しかしながら、本論文は、その外国法研究としての意義、特にドイツの団体訴訟の制度の展開およびその社会的機能を明らかにすると共に、制度の目的実現に向けての学説および判例の変遷を詳細に追跡・検討し、優れた成果を挙げていることに鑑みれば、上記問題点は、今後宗田君の継続的な研究を通じて、より洗練された成果の中で解消されるものと思料する。

また、著者である宗田君は、民事訴訟法の研究から経済法の研究に転じ、現在、経済法学者として実体法と手続法のインターフェースについて研究を進めている。そして、本年度の日本経済法学会では、同君により、「独占禁止法への団体訴訟制度の導入」と題する研究報告が行われ、その内容について学会での高い評価を得ている。さらに、現在、内閣府国民生活局・諸外国における消費者団体訴訟制度に関する調査に参加し、内閣府国民生活局から調査を依頼され、諸外国における消費者団体訴訟制度に関する調査報告書（平成一六年九月）におけるドイツの章の作成に協力する他、同報告書に掲載された論文「ドイツにおける団体訴訟の新展開―法律相談法上の消費者団体訴訟―」を執筆した。なお、同君は、ドイツにおいて、ザールラント大学のミヒャエル・マルチネック教授の指導を受け、同教授の民事法および経済法の博士課程のためのゼミナールにて、「カルテル法上の団体訴訟」について報告しており、このような研究活動も本論文の研究上の意義を評価する上で、考慮されるべき事項である。

なお、主論文に対して、副論文として、「審決の証明力

と一応の推定　損害賠償請求訴訟における公正取引委員会の審決の証明力」が提出されている。この論文は著者の最初の論文であり、この論文における問題意識は本論文にも引き継がれている。この論文では公正取引委員会の審決の証明力につき、検討が行われている。さらに、参考論文である、「差止請求と作為義務　ドイツ・カルテル法における判例の検討」及び、「独占禁止法の差止請求権と作為義務　ドイツ・カルテル法上の議論を参考にして」は、本論文と同様、ドイツにおける団体訴訟及び差止訴訟について、特に差止請求を中心として、日本の独占禁止法における差止請求を意識した比較法的研究を試みるものである。副論文は、審決の証明力について、一応の推定に関する理論の妥当性を検討するものであり、日本の独占禁止法に関する論者の十分な学識を示すものであると評価できる。次に参考論文では、差止請求について、ドイツ法研究として、本論文と密接な関係を有している。

Ⅲ　本論文審査の結論

本論文は団体訴訟に関し、ドイツにおける最新の状況を、学説、判例、法改正をその社会的機能や成果を含め総合的に分析するものである。外国法研究として、単なる紹介論文に終わることなく本国においても通用する分析・論究がなされており、本格的外国法研究として学術的に高く評価されるだけではなく、現在のわが国において導入が進められている団体訴訟制度の実現にも資するものと評価できる。また、著者である宗田君は、実体法と訴訟法の両面を理解する希少な若手研究者として、今後の活躍が大いに期待されるところである。

他方、本論文には未だ、不十分な記述、分析の曖昧さが散見されるものの、これ自体は、今後の宗田君の研究の進展により解消されるものであって、本論文の研究上および実務上の意義を損なうものではない。

以上の次第で、審査員一同、本論文は、慶應義塾大学法学博士号授与にふさわしい労作と判断する次第である。

二〇〇五年二月七日

主査　慶應義塾大学法学部教授　田村　次朗

副査　慶應義塾大学名誉教授
元会計検査院長　弁護士　金子　晃
公認会計士・監査審査会長（金融庁）

副査　慶應義塾大学法学部教授
法学研究科委員法学博士　坂原　正夫